

2019年10月14日

文部科学大臣 萩生田 光一 様  
文化庁長官 宮田 亮平 様

文化庁「あいちトリエンナーレに対する補助金の取り扱いについて」における  
補助金不交付決定に対する声明

日本文化政策学会  
会長 熊倉 純子

日本文化政策学会は、2019年8月9日に声明文《「あいちトリエンナーレ2019」における『表現の不自由展・その後』の中止に対する声明 ～表現の自由／芸術の自由への抑圧から、民主主義のさらなる発展・成熟へ～》を通じて、表現の自由に関する意見表明と、脅迫・威嚇などによって中止を余儀なくされた展示の再開を求めました。この点につきましては、9月25日に「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」が展示再開の方針を示し、10月8日に展示が再開されました。

ところが去る9月26日、文化庁より「あいちトリエンナーレに対する補助金の取扱いについて」と題された報道発表があり、「補助金適正化法第6条等」に基づき、採択が決定していた7,829万円を全額不交付とするという取扱いが示されました。審査委員会により採択された案件が、交付申請段階において、不確実性が避けられない事項についての申告の不備を理由とした、不透明かつ他事業とのバランスを欠いた審査によって、後から突如、全額不交付となるという措置がなされたことは、日本文化政策学会として到底納得できるものではありません。文化庁も認めるように、今回の措置は「前例を見ない」もので、かくも不適切かつ不透明な事態が生じたことに深い憂慮を禁じえません。

また、文化政策の担い手は政府だけではなく、地方自治体や文化振興財団、NPOをはじめとする民間事業者など、多様な人々が日本の文化を支えています。本学会の中には、そうした文化政策の草の根を支えている会員も数多く所属しています。今回の出来事はこうした現場の人々にとって大きな衝撃であり、かつ今後の文化活動において、文化庁の意向に見合う活動をしなくては補助金が後から取り消されるのではないかという不安や萎縮効果を与えることが強く懸念されます。

文化芸術基本法において文化芸術は「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」とされています。文化庁は本法をふまえ、これまで文化振興における「アームズ・レングスの原則(\*)」を重視した助成の姿勢をとってきましたし、そのことを日本文化政策学会も支持してきました。しかしながら、今回の措置はそうした方向性に逆行するもので、本学会としては到底容認できるものではありません。断固抗議するとともに、今回の措置の撤回を強く要望いたします。

\* アームズ・レングスの原則…

国家は資金を提供するが、その使い方や芸術の内容については、専門家に任せ、一定距離をおくという考え方のこと。